

長野市介護予防通いの場事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地域の要支援者等が住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、長野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年長野市告示第577号）別表第1に規定する通所型住民主体サービスとして介護予防通いの場事業を実施する団体に対し、補助金を交付することについて、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「介護予防通いの場事業」とは、介護予防及び自立支援を目的として、在宅の要支援者等に対して通所による介護予防サービスを提供する事業をいう。

2 この要綱において「要支援者等」とは、長野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3各号に掲げる者をいう。

(補助対象団体)

第3 補助金の交付の対象となる団体等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地域住民を主体に構成された任意団体（介護予防を目的とした公共的活動の実績を有するものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (2) 市内に活動の拠点を有すること。
- (3) 自主的かつ安全に介護予防通いの場事業を運営することができることと認められるものであること。
- (4) 介護予防通いの場事業を実施するために必要な広さを有する場所を市内に確保できること。
- (5) 介護予防通いの場事業について、他の制度による助成、補助等を受けていないこと。
- (6) 営利又は宗教活動若しくは政治活動を目的としていないこと。
- (7) 市税等の滞納がないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
- (9) 法令及び公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。

(補助対象事業等)

第4 補助金の交付の対象となる事業は、通所による介護予防サービスを提供する事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 介護予防のための体操、レクリエーション等の機会の提供、介護予防講話その他の教養講座、利用者同士の交流の場の開催等による日中の居場所づくりを行うものであること。
- (2) 要支援者等を中心に介護予防サービスを提供するものであること。
- (3) 介護予防サービスの提供時間は、1回当たり2時間以上であること。
- (4) 毎週1回以上同一の曜日に開催するなど、定期的開催するものであること。

こと。

- (5) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第 140条の62の3第2項各号に掲げる基準を遵守して行われるものであること。
- (6) 事業の実施に必要な設備・備品を有して行われるものであること。
- (7) 代表者を定めるほか、必要な従事者を配置して行われるものであること。

（補助対象経費）

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

報償費	外部講師謝礼等
需用費	消耗品費、資料印刷費、光熱水費等
役務費	保険料、通信費等
使用料及び賃借料	会場借料、機材借上料等
備品購入費	机、椅子、事務用品、介護予防に資する機材等の購入に係る費用等
その他	ボランティアに係る実費等市長が認める経費

（補助金の補助率及び限度額）

第6 補助金の補助率は、補助対象経費の10分の10以内とし、次の表に掲げる額を上限とする。

実施期間	平均利用者数	限度額
2月を超え3月以下	3人以上10人未満	5万円
	10人以上	10万円
3月を超え6月以下	3人以上10人未満	10万円
	10人以上	20万円
6月を超え9月以下	3人以上10人未満	15万円
	10人以上	30万円
9月を超え1年以下	3人以上10人未満	20万円
	10人以上	40万円

備考 平均利用者数とは、1週間ごとの介護予防生活援助サービスを利用する要支援者等の見込みの数の平均をいう。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第7 規則第4条第2項の規定により市長が付ける条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施にあたっては、利用者本人ができることや関心のあることに選択的かつ主体的に取り組めるよう配慮し、利用者がその有する能力を最大限に活用できるようにすること。
- (2) 利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うことのないよう配慮して行うこと。
- (3) 利用者は地域包括支援センターが行う介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに基づく利用者の介護予防の目標が達成できるようプログラムを提供すること。

- (4) 介護予防サービスに従事する者に市が実施する研修を年1回以上受講させること。
- (5) 利用の中止、長期の欠席その他の利用者に状況の変化があったときは、速やかに、担当の地域包括支援センターへ連絡すること。
- (6) 介護予防サービスを提供する前に体調確認を本人と行い、安全にプログラムが実施できるように配慮すること。
- (7) 発生する事故に備え、ボランティアや利用者を対象とした保険に加入するとともに、事故や体調の急変に備え緊急時対応マニュアルを作成し、従事者に周知徹底を図ること。
- (8) 利用者から利用料を徴収する場合は、その利用料の額は長野市介護保険条例（平成12年長野市条例第7号）第1条の2第1項に規定する通所型基準緩和サービスに係る費用の額の10分の1に相当する額を超えないものとする。
- (9) 食事を提供するときは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する食品衛生管理者となることができる人員を配置すること。
- (10) 茶菓子を提供するときは、衛生管理に十分留意すること。
- (11) 各月の補助事業の実績を当該月の翌月の末日（3月分にあつては、3月31日）までに市長に報告すること。
- (12) 次に掲げる帳簿を当該団体等の所在地に備え付け、証拠書類とともに整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。
 - ア 補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿
 - イ 活動報告書、収支報告書等の補助対象事業実施に係る記録
 - ウ 補助対象事業により取得した備品に係る備品台帳
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (13) その他市長が必要と認める条件
（補助金の交付申請）

第8 規則第3条に規定する申請書は、長野市介護予防通いの場事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の定款又は、規約若しくは会則等
- (4) 団体の役員名簿
- (5) 開設場所の平面図及び周辺図
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、当該年度の12月28日とする。

（事業計画の変更）

第9 規則第8条の規定による承認の申請は、長野市介護予防通いの場事業補助金事業計画変更・休止・廃止承認申請書（様式第2号）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更事業計画書

- (2) 変更収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 規則第8条第1項に規定する軽易な変更は次のとおりとする。
- (1) 利用者の変更
 - (2) 補助金の額に変更を生じない補助対象事業の支出額の変更
 - (3) その他市長が適当と認める変更
(実績報告の提出)
- 第10 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市介護予防通いの場事業補助金実績報告書（様式第3号）によるものとする。
- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助事業に係る領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定による提出書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- (月別実績報告書の提出)
- 第11 第7第3号の報告は、長野市介護予防通いの場事業補助金月別実績報告書（様式第4号）によるものとする。
- (補助金の交付請求)
- 第12 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市介護予防通いの場事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。
- 2 規則第12条1項ただし書により概算払により補助金の交付を受けようとする場合における申請書は、長野市介護予防通いの場事業補助金概算払交付請求書（様式第6号）によるものとする。
- (補則)
- 第13 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

様式第2号（第9関係）

長野市介護予防通いの場事業変更・休止・廃止 承認申請書

		年 月 日
(宛先) 長野市長		
団体名		
所在地		
代表者名		印
連絡先 (電話)		
年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった長野市介護予防通いの場事業を次のとおり変更・休止・廃止したいので、承認してください。		
開催事業名		
実施場所		
変更前事業費	変更事業費	
円		円
変更前申請額	変更申請額	
円		円
変更後の事業概要 (変更部分を記入)		
変更・休止・廃止の理由		
休止・廃止の場合、既にサービス又は支援を受けている者に対する措置		
変更後の開始予定年月日	年 月 日	
変更後の完了予定年月日	年 月 日	
廃止・休止しようとする年月日	年 月 日	
休止の予定期間	年 月 日 ~	年 月 日
添付書類		
1 変更事業計画書 2 変更収支予算書		
3 その他 ()		

様式第3号（第10関係）

長野市介護予防通いの場事業実績報告書

年 月 日	
(宛先) 長野市長	
団体名	
所在地	
代表者名	印
連絡先（電話）	
<p style="text-align: center;">年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった長野市介護予防通いの場事業を、次のとおり実施しました。</p>	
開催事業名	
実施場所	
事業費	補助金額
円	円
完了年月日	
年 月 日	
実施事業の経過及び内容	
添付書類	
<p>1 事業報告書 2 収支決算書 3 補助事業に係る領収書の写し</p> <p>3 その他 ()</p>	

様式第4号（第11関係）

長野市介護予防通いの場事業月別実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

団体名
所在地
代表者名
連絡先（電話）

印

平成 年 月に実施した長野市介護予防通いの場事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施場所 _____
- 2 実施月 _____ 年 _____ 月分
- 3 実施状況 **実施回数** 延べ _____ 回 **利用者数** 延べ _____ 人
- 利用状況（回及び日別） ※ 出席簿添付

回	日	曜日	提供時間	利用者数	実施内容
1			: ~ :	人	
2			: ~ :	人	
3			: ~ :	人	
4			: ~ :	人	
5			: ~ :	人	
6			: ~ :	人	
7			: ~ :	人	
8			: ~ :	人	
9			: ~ :	人	
10			: ~ :	人	
合 計				人	

様式第5号（第12関係）

長野市介護予防通いの場事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

団体名

所在地

代表者名

印

連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった長野市介護予防通いの場事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 確定額 | 円 |
| 2 | 概算払を受けた額 | 円 |
| 3 | 請求額 | 円 |
| 4 | 送金先 | |

金融機関	銀行 信用金庫 農協 店 所								
口座の種類	当座 普通預金								
（フリガナ） 口座の名義								
口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>								

様式第6号（第12関係）

長野市介護予防通いの場事業補助金概算払交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

団体名

所在地

代表者名

印

連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付決定のあった
長野市介護予防通いの場事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払を受けた額 円
- 3 請求額 円
- 4 送金先

金 融 機 関	銀 行 信用金庫 店 農 協 所								
口座の種類	当 座 普通預金								
（フリガナ） 口座の名義								
口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>								